

令和7年度 君津市の国民健康保険税

保険税の決まり方

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が社会保険等に参加している場合でも、世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合には世帯主が納税義務者になりますので、世帯主宛てに納税通知書が送付されます。

国民健康保険税の課税額は、医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分（40歳以上65歳未満の被保険者のみ。40歳になった月から月割で計算）を合算した額です。

保険税内訳	医療保険分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
㊦所得割額 (所得に応じて計算)	所得割算定基準額(※1) × 7.43%	所得割算定基準額(※1) × 1.98%	所得割算定基準額(※1) × 1.94%
㊧均等割額(※2) (被保険者数に応じて計算)	21,000円 × 被保険者数	12,000円 × 被保険者数	10,000円 × 被保険者数
㊨平等割額 (一世帯あたりで計算)	25,000円	—	—
算定額 (100円未満切捨て)	㊦+㊧+㊨	㊦+㊧	㊦+㊧
課税限度額 (課税される保険税の上限額)	660,000円	260,000円	170,000円

※1 所得割算定基準額は、各被保険者ごとに前年中の総所得金額などから基礎控除額(43万円)を差し引いた金額です。(前年中の合計所得金額が2,400万円超の場合は、基礎控除額が異なります)

※2 未就学児に係る均等割額は、5割軽減されます。

詳しくは君津市ホームページ令和7年度保険税のお知らせをご確認ください→



保険税の納め方

普通徴収（納付書払いや口座振替）または、特別徴収（年金からの差引）により納付していただきます。 ※一定の要件を満たした場合、自動的に特別徴収になります。

○ 普通徴収・・・7月から翌年2月までの年8回で納付

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※口座振替は、納税通知書裏面に記載のある金融機関等で利用できますので、口座振替をご希望の方は、納税課までご連絡ください。申請後、口座振替が開始されるまでに2か月程度かかりますので、それまでは納付書で納めてください。

○ 特別徴収・・・年金支給日に支給額から差し引く
(10月から開始の方は、7～9月分は普通徴収)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	仮徴収期間						本徴収期間					
前年度から継続の方	○		○		○		○		○		○	
10月から開始の方				1期	2期	3期	○		○		○	

※次の全ての要件を満たした場合、自動的に特別徴収となります。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者であり、世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳から74歳であること（世帯主が75歳に到達する年度は除く）
- ②特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険税と介護保険料を合わせた金額が、特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超えないこと
- ③世帯主の介護保険料が特別徴収されていること

※次のような場合、年度途中で特別徴収が中止されることがあります。

- ①上記の特別徴収の要件を満たさなくなった場合
- ②保険税が減額した場合
- ③年金の受給権を担保に借入れをしている場合

保険税の軽減

1. 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことに伴う保険税の軽減

世帯内の国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯は、対象となってから最長5年間、保険税の平等割額の半額を軽減、その後3年間は4分の1の額を軽減します。

また、下記「2. 低所得世帯に対する保険税の軽減」の判定は、特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方）を含めて算定します。

2. 低所得世帯に対する保険税の軽減

世帯内の国民健康保険の被保険者と擬制世帯主（被保険者でない世帯主）の総所得金額など(※1)の合計が次の場合、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。

ただし、所得の申告が必要な方が申告をしていないと、軽減措置の対象になりません。

軽減割合	前年中の世帯内総所得金額など(※1)の合計
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下(※3)
5割軽減	43万円+30.5万円×被保険者数(※4) +10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下(※3)
2割軽減	43万円+56万円×被保険者数(※4) +10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下(※3)

※1 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得から15万円を控除した金額で軽減判定をします。

※2 給与所得者または公的年金等に係る所得がある方を指します。

※3 世帯に給与所得者等が2人以上いる場合のみ、10万円に給与所得者等の数から1を差し引いた数を乗じて得た金額を加えます。

※4 擬制世帯主は含みません。特定同一世帯所属者は含みます。

3. 非自発的失業者に対する保険税の軽減（申請が必要です）

非自発的な理由（リストラ・倒産等）で離職した方で、離職時に64歳までの方が対象です。

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの期間について、対象者の前年中の給与所得を100分の30とみなして保険税額を算定します。

4. 出産被保険者に対する保険税の軽減（申請が必要です）

国民健康保険に加入している方で、妊娠85日以上の出産（死産、流産、人工妊娠中絶を含む）をした（する）方が対象です。

加入期間のうち、出産日または出産予定日の属する月の前月から4ヶ月間（多胎妊娠の場合は、3ヶ月前から6ヶ月間）の期間に相当する所得割額と均等割額が減額されます。

保険税の減免

1. 社会保険等の旧被扶養者に対する減免

扶養関係にあった社会保険等の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、社会保険等の被扶養者（旧被扶養者）が国民健康保険に加入した場合、保険税が減免されます。

①当分の間、旧被扶養者の所得割額を免除

②最大2年間、旧被扶養者の均等割額を5割減免

③最大2年間、平等割額を5割減免（国民健康保険の加入者が旧被扶養者のみの世帯に限る）

※旧被扶養者とは、次のすべてに該当する方です。

①国民健康保険の資格取得日時時点で65歳以上の方

②国民健康保険の資格取得日の前日に社会保険等の被扶養者だった方

③国民健康保険の資格取得日の前日に扶養関係にあった社会保険等の被保険者が、その翌日に後期高齢者医療制度の被保険者となった方

2. 特別な事情により保険税の納付が困難な方に対する保険税の減免（申請が必要です）

火災や天災等の特別な事情により保険税の納付が困難な場合、申請により減免が受けられる場合があります。詳細につきましては、国保年金課までお問い合わせください。

【問合せ先】

国民健康保険税の課税について（国保年金課）
電話番号 0439(56)1159

保険税の納税相談について（納税課）
電話番号 0439(56)1162・1126

保険税の納付方法について（納税課）
電話番号 0439(56)1161・1509

納税通知書の見方

(例) 世帯主 君津 太郎の世帯で
君津 太郎〔年齢 66歳 公的年金収入 3,030,000 円 (年金分雑所得 1,930,000 円)〕と
君津 花子〔年齢 66歳 公的年金収入 900,000 円 (年金分雑所得 0 円) 10月から社会保険に加入している〕の場合

1 枚目

令和 7 年度 国民健康保険税 納税通知書

299-1192

君津市久保2丁目13番1号

令和 7 年 7 月 9 日

君津 太郎 様

千葉県君津市長

印

※口座振替済額は、通帳の記帳によりご確認ください。(個人情報保護のため、口座情報の一部を表示しておりません。)

お問い合わせ番号
通知書番号
0001234567
記号番号
0012345678

口座自動振替情報	
金融機関名	君津銀行 君津支店
口座名義人	キミツ タロウ
口座種別	普通
口座番号	1234****

国民健康保険税を本書のとおり決定(変更)しましたので通知します。

※平成 31 年度は、令和元年度に読み替えてください。

千葉県君津市

裏面もご覧ください。

口座振替の方は、普通徴収分の保険税が指定の口座から納期限日に振り替えられます。
口座番号は上4桁のみ表示してあります。

軽減判定総所得における65歳以上の方の公的年金等に
係る所得は150,000円が控除されます。

2 枚目

※君津太郎と君津花子は66歳のため、介護納付金分は課税されません。
65歳以上の方は、介護保険課から別途介護保険料についてご案内いたします。

国民健康保険税 算定の内訳(世帯合計)

	医療分(変更前)	支援分(変更前)	介護分(変更前)	医療分(変更後)	支援分(変更後)	介護分(変更後)
軽減判定総所得(円)	0	同 左	0	1780000	同 左	1780000
所得割算定基準額(円)	0	同 左	0	1500000	同 左	0
資産割算定基準額(円)	0			0		
A 所得割額(円)		0	0	111450	29700	0
B 資産割額(円)	0			0		
C 均等割額(円)	0	0	0	42000	24000	0
D 平等割額(円)	0			25000		
E=A+B+C+D合計額(円)	0	0	0	178450	53700	0
軽減区分						
F均等割額(円)	0	0	0	0	0	0
G平等割額(円)	0	0	0	0	0	0
H限度超過額(円)	0	0	0	0	0	0
I=E-F-G-H算定額(円)	0	0	0	178450	53700	0
J減免額(円)	0	0	0	0	0	0
K月割増減額、端数(円)	0	0	0	-10550	-6000	0
I-J+K確定税額(円)	0	0	0	167900	47700	0
(軽減による減額分)(円)						
理変更由						

※本算定及び新規加入の場合は、変更前はありませんので0円または空欄となります。

※資産割は、平成28年度分まで課税されます。

※確定税額の医療分・支援分・介護分の合計が確定年税額です。

千葉県君津市

裏面もご覧ください。

所得割算定基準額は、各被保険者ごとに前年中の総所得金額などから基礎控除額(430,000円)を差し引いた額です。
(前年中の合計所得金額が2,400万円超の場合は、基礎控除額が異なります)

3 枚目

国民健康保険 加入状況(被保険者別)

通知書番号
0001234567

	医療分・支援分												介護分					
	令和7年						令和8年						令和7年					
被保険者氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
君津 太郎	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*						
君津 花子	*	*	*	*	*	*												

保険税の課税対象となる月を「*」で表示しています。

4 枚目

国民健康保険税の期別税額

医療分(円)	支援分(円)	介護分(円)	確定年税額(円)	通知書番号	0001234567
167,900	47,700	0	215,600	記号番号	0012345678
期別(月別)	納期限	変更前(円)	変更後(円)	納付済額(円)	差引納付額(円)
1期	令和7年 7月31日		40,600	0	40,600
2期	令和7年 9月 1日		35,000	0	35,000
3期	令和7年 9月30日		35,000	0	35,000
4期	令和7年10月31日		0	0	0
5期	令和7年12月 1日		0	0	0
6期	令和7年12月25日		0	0	0
7期	令和8年 2月 2日		0	0	0
8期	令和8年 3月 2日		0	0	0
随時1期	令和8年 3月31日		0	0	0
随時2期	令和8年 4月30日		0	0	0
4月			0	0	0
6月			0	0	0
8月			0	0	0
10月			35,000	0	35,000
12月			35,000	0	35,000
2月			35,000	0	35,000

医療分・支援分・
介護分を合計した
額です。

普通徴収の差引納付額欄には納期ごとの納付書で納める税額または口座振替される税額、特別徴収の差引納付額欄には年金支給月ごとに差し引かれる税額を表示してあります。
差引納付額がマイナスの場合は、過誤納金が発生しています。還付(充当)通知は、賦課決定から1か月後を目途に納税課から送付します。詳細につきましては、納税課までお問い合わせください。

5 枚目

国民健康保険税個人明細書

個人別税額相当額(合計)には、平等割額は含まれておりませんので、個人別税額相当額(合計)の合計額と確定年税額は一致しません。

被保険者氏名	所得割算定基準額 資産割算定基準額	区分	所得割額 ①	資産割額 ②	均等割額 ③	小計 ①+②+③	個人別税額 相当額(合計)
君津 太郎	1,500,000	医療分 支援分 介護分	111,450 29,700 0		21,000 12,000	132,450 41,700	174,150
君津 花子		医療分 支援分 介護分			10,500 6,000	10,500 6,000	16,500

被保険者別の所得割額、均等割額をもとに、保険税の課税対象月数に応じて、個人別税額相当額(合計)を算定し、表示してあります。
例えば、君津花子の場合は10月から社会保険に加入したので、4~9月の6か月分の個人別税額相当額(合計)を表示してあります。

市外から転入された場合の保険税額算定方法

保険税の算定基礎となる総所得金額などを1月1日時点の住所地の自治体に照会し、保険税を算定します。このため、照会先の自治体から回答があるまでの間は、所得不明のまま保険税額を通知する場合があります。
なお、この回答内容に基づいて保険税額を再算定した結果、税額が増減する場合は改めて通知いたします。